

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉分野に限らず、教育や人権、都市計画など、多様な分野との連携による取組が必要です。

本市では、適宜、関係課と連携・調整を図りながら、地域における様々な課題解決に向けて取り組んでいきます。

(2) 多様な主体との連携・協働による推進

地域福祉の推進にあたっては、地域住民、民生委員・児童委員、自治会、まちづくり協議会などの市民活動団体、行政、関係機関、福祉事業関係者などの地域福祉を担う主体が、それぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して取組を進めます。

(3) 宝塚市社会福祉協議会との連携の強化

地域福祉の推進には、中心的な役割を果たす宝塚市社会福祉協議会の活躍が必要不可欠であり、連携・協働のもと様々な取組を進めていく必要があります。

本市では、今後も宝塚市社会福祉協議会と密接に連携を図るとともに、めざすべき姿や地域における課題を共有しながら、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

(4) 各種会議体を通じた問題・課題などの共有

本市では、生活困窮者自立支援制度における課題検討の場などからの課題抽出を通じ、宝塚市セーフティネット会議を中心とし、本市における様々な課題や問題の共有、施策・事業の検討などを行い、制度狭間の問題の解決及び地域福祉の推進を図ります。

(5) 宝塚市社会福祉審議会における進捗評価

本市の地域福祉計画は、宝塚市社会福祉審議会において、毎年、取組状況の報告を行います。報告に対する委員からの意見など、本会議における議論を踏まえ、取組の妥当性や改善策について検証します。

2. 本計画における重点的な取組

本計画で定めた基本理念・基本目標の達成に向け、本計画期間内に、本市が市民などとの協働により重点的に取り組む内容は以下のとおりです。

項 目	内 容
学校教育における福祉教育の推進	○社会福祉協議会の地区センターやボランティア活動センター及び地域包括支援センターなどが各学校と連携し、福祉教育の機会を充実します。認知症に関する講座、障碍（がい）のある人による講話、疑似体験など、様々な活動を通して、当事者理解を促進します。
居場所についての情報発信・共生型の居場所づくり	○地域の居場所において、参加者や協力者として地域住民が幅広く関わることができるよう、情報発信などを進めます。 ○お互いさまのまちづくり縁卓会議 において、障碍（がい）当事者や子育て世代などの様々な立場の方が地域において集い、情報を共有できる共生型の居場所づくりを進めます。
子どもに関する地域課題を解決する仕組みづくり	○子どもの地域生活における課題を速やかに把握し、解決するために、行政、関係機関や地域の関係団体とともに仕組みづくりを進めます。
まちづくりにおいて多様な主体の参画を促す取組	○概ね小学校区をエリアとする地域自治を推進し、多様な主体の参画を促します。各まちづくり協議会が見直した地域ごとのまちづくり計画を地域と行政の協働で進捗管理します。 ○社会福祉協議会では、福祉コミュニティ支援事業による校区ネットワーク会議などの各種福祉活動を通じてまちづくりや地域福祉活動に関する情報交換や協議を進める場の整備を促進します。
生活支援体制整備事業の推進	○「担い手づくり・情報発信・ネットワークづくり」を行いながら、地域の支え合い活動を推進します。また、地域活動のICT化を支援します。
災害時要援護者支援の体制整備	○災害時に備えた見守り体制として、地域住民が進めている災害時要援護者支援の活動への支援を行います。また、出前講座において当事者グループへの声かけを行うなど、地域住民と要援護者の交流を進めます。

セーフティネットシステムの推進（包括的な支援体制の構築）	<p>○宝塚市セーフティネット会議における課題共有・解決などを通じ、制度狭間・複合的な生活課題に対応する総合相談支援の取組を推進します。</p> <p>○7つの地区・ブロックなどにおいて専門職が分野を超えて情報共有を行うネットワークづくりを進めます。（地域生活支援会議）</p>
成年後見制度の利用促進	○成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、関係機関や専門職団体と連携し、中核機関の設立及び協議会の設置に向けて、体制の整備を行います。

3. つながりをつなぐための取組について

災害や感染症の発生は、地域福祉活動の休止を余儀なくし、市民の社会参加とつながりづくりの機会が損なわれる事態が生じ得ます。

本市では、令和2年8月20日（木）にセーフティネット会議を開催し、つながりを切らさないための工夫や取組について地域や関係機関の声を伺いました。

その会議において、感染症の拡大防止の必要性はもとより、高齢者のとじこもり、生活困窮者世帯の孤立、児童の健全育成への影響などは、日々の暮らしを営む上での影響は大きな課題との認識が共有されました。

また、感染者や医療従事者、その家族に対する誹謗中傷やハラスメントが起きており、施設や医療機関での感染が確認されている本市においても、差別が生じる可能性がないとは言えません。

セーフティネット会議での意見や社会福祉審議会での意見を踏まえ、地域福祉活動の実践者、市民を支える仕組みとして、以下の点に留意して計画を進めていきます。

・つながりを切らさない取組の普及推進

離れていてもつながることのできるウェブ会議などの、つながりを切らさないための考え方や方法の普及を地域活動者と協働で取り組んでいきます。

これまで地域の活動に参加が難しかった障碍（がい）のある方や子育て世代の方などが、地域の会議に出席できるなどの声が届いており、新しいつながり方の情報収集や研究を、市民の方や事業所などと協働で行います。

この取組については、感染拡大が収束したとしても孤立予防と地域活動者支援に必要なものであるため、継続的に進めていきます。

・感染症対策の指針、取組の紹介などの情報発信

国や県、市独自の感染症対策に関する指針などを素早く伝えるための情報発信を行います。

地域活動において感染症対策とつながりづくりを両立させている取組を、広報誌やホームページなどで紹介します。